計量制度見直し関連事業 仕様書

（１）事業概要

計量制度については、近年の技術革新や計量行政を取り巻く社会的環境の変化に的確に対応すべく、平成２８年１１月に計量行政審議会より今後の計量行政の見直しの在り方に係る答申が行われた。本答申においては、短期的・中長期的に取り組むべき２１の論点について方向性が示されているが、これらについては現在に至るまでに段階的な見直しを進めている。

本答申では、既に政省令改正を行った検定制度の見直し等に加えて、ＩｏＴ等の技術革新への対応や商品量目制度の見直し等の計量制度の運用についても検討事項とされているところ、本事業では、これらの検討事項について実情・実態を調査し、課題等を抽出することにより、時代の要請に対応した今後の計量制度の在り方について検討を行うこととする。

（２）具体的な事業内容

①ＩｏＴ型計量器等に対する規制の在り方に関する調査

近年の技術進歩により、今後、従来の計量器とは異なる形態のＩｏＴ化された計量器（以下、「ＩｏＴ型計量器」という。）の開発や利活用が増大する事が予想される。平成３０年度及び令和元年度に引き続き、以下A)～C)の調査を実施し、このような計量器を巡る技術の進展に対して計量法がどのように対応していくべきか、検討を行う。

1. 海外におけるＩｏＴ型計量器の法規制や利活用状況に関する調査

水道メーター、ガスメーター及び血圧計等、すでにＩｏＴ型計量器が開発されており、海外では利活用が進んでいる計量器について、海外（米国、英国等）における計量に関する法規制や利活用状況に関する調査を実施する。

1. 汎用デバイスに関する調査

ＩｏＴ型計量器のうち、スマートフォン等の汎用デバイスを表示器としているものについて、その表示の方法と事業者の正確な表示の検証状況を調査する。具体的には、血圧計、体重計等、アプリ連動型の計量器が多く開発されている分野について、国内事業者へのヒアリングや国内外のアプリの仕様等に関する調査を実施する。

1. ＩｏＴ型計量器に関する法制的・社会的検証

日本国内でＩｏＴ型計量器の利活用を阻害している要因について、法制的・社会的検証を行う。また、計量法では今まで「計量器」とは解釈していなかった、汎用デバイスのみを表示部とするＩｏＴ型計量器について、計量法における計量器と解釈するとした場合の現行法規の問題点をまとめ、その解決策を提示する。

②極少量商品の量目公差に関する調査

平成２８年の今後の計量行政の在り方の答申にある５ｇ未満の極少量商品の量目公差の実効性の担保方法、ガイドラインの必要性について、以下A)及びB)の調査を実施し、極少量商品のガイドライン作成の要否及び量目公差の実効性上の課題を取りまとめる。

1. 市場調査

国内で５ｇ未満の商品として販売されている商品について、どのようなものがあるか調査を実施する。

1. 事業者調査

A)で確認された商品の製造事業者に対して、極少量商品の量目公差の確認方法、難しさ及び苦情の有無等のヒアリング調査を実施する。

③計量士制度に関する調査

　計量士の実態を精査するために以下A)～C)の調査を実施し、計量行政の重要な担い手である計量士に必要とされる資質等を明らかにし、今後の計量士制度の見通しを明らかにする。

1. 令和元年度「計量士制度を巡る調査」の精査

令和元年度「計量士制度を巡る調査」について、計量士に知見のある有識者に依頼して、その分析をとりまとめ、計量士の現状を詳細かつ明瞭にする。

1. 有識者ヒアリング（及び座談会）

計量士活躍の場である地方計量行政の関係者のうち、計量行政機関、計量関係団体等の有識者への聞き取り及び座談会の実施（可能な場合）により意見、指摘等を伺いとりまとめ、必要とされる計量士の資質、レベルを明らかにする。

1. 資料集の作成

計量士制度の検討に必要な地方計量行政の実態を把握するため、地方計量行政関係のデータを収集して資料集にとりまとめる。

④自動はかりに関する調査

　平成29年の計量法施行令の改正により特定計量器に追加された自動はかり４器種の使用の制限の開始（検定義務化の開始）に向けて、特に既使用のはかりについての使用実態等を把握するための調査を行う。

　具体的には、農林水産業等における自動はかり４器種の使用実態の把握及び地域ブロック（※）毎の自動はかりの台数の推計をするため、自動はかりメーカーや業界団体等へのヒアリングを行うとともに、同ヒアリングを踏まえたアンケート調査を実施する。

※地域ブロック：指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令第9条及び別表第２に規定する指定検定機関の業務範囲に係る以下の地域ブロック

①北海道・東北ブロック

北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び福島県

②関東・甲信越ブロック

新潟県、長野県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県

③東海・北陸ブロック

静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県及び福井県

④近畿ブロック

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及び兵庫県

⑤中国・四国ブロック

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、香川県及び愛媛県

⑥九州・沖縄ブロック

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県